

芸北広域環境施設組合ごみステーション設置及び管理事務取扱要綱  
の運用等に関する基準

〔平成19年3月23日〕  
訓 令 第 2 号

(目的)

第1条 この基準は、芸北広域環境施設組合ごみステーション及び粗大ごみステーション設置及び管理事務取扱要綱（平成7年芸北広域環境施設組合訓令第1号。以下「要綱」という。）に基づく事務の取扱い及び運用について必要な事項を定めるものである。

(設置場所)

第2条 要綱第4条第1項に定めるごみステーション設置場所（以下「設置場所」という。）として、収集車両が離合及び方向変換可能なところとは、次の各号に掲げる基準を満たすところとする。

- (1) 設置場所は道路に面する場所で、収集車両（4t車程度）が容易に通り返し又は方向変換ができること。
- (2) 設置場所が、道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条で規定される駐車禁止場所（バス停留所、交差点、横断歩道等）、消火栓、火災報知機等の付近でないこと。
- (3) ごみ収集作業中に通行人、通行車両等の交通の妨げとならない場所であること。
- (4) 収集作業が円滑に実施できる安全な場所であること。
- (5) 設置場所への収集車両の乗り入れ、方向変換等について、利用者、近隣者及び地主の承諾があること。
- (6) 粗大ごみステーションについては、大型ごみの排出について支障のない広さ及び十分な収集作業時間が確保できる場所であること。

(設置基準)

第3条 要綱第4条第2項に定める芸北広域環境施設組合（以下「組合」という。）管理者が認める場合とは、次に掲げる場合とする。

- (1) 既存の設置場所から概ね1.5km以上離れている利用世帯が数戸以上あり、新たな設置場所での利用世帯が概ね10戸以上あるとき。
- (2) 特別な事情を有すると管理者が認めた場合で、ごみ収集車両の既存運行ルート付近に設置するとき。

(設置申請等)

第4条 要綱第4条第3項に定める代表者とは、地域行政区の代表者（行政区長、行政嘱託員等）をいう。

2 組合は、要綱第4条第3項の申請書を受理したときは、この内容を調査し、要綱等に適合すると認めた場合は、代表者に対して結果を通知するものとする。

(自主管理)

第5条 要綱第4条第4項に定める自主管理の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 設置場所の土地及び建物の所有者並びに設置場所に隣接する土地及び建物の所有者の同意をとること。
- (2) 設置場所及び付属設備の取得、維持管理等にかかる費用を利用者で負担すること。
- (3) 設置場所の清掃美化に努め、利用時にはごみの分別ルールを守ること。
- (4) 設置場所及び付属設備に起因して、他者に損害を与えた場合等の賠償の責めを負うとともに、紛争が生じた場合には自主的に解決にあたること。
- (5) 前各号の内容を遂行するため、ステーション管理者2名を選任すること。

(その他)

第6条 この運用基準の解釈について疑義が生じた場合は、事務局長が別に定める。

附 則

- 1 この基準は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この基準の施行の際に、現に存する設置場所は、この基準に適合した設置場所とみなす。